

令和 2 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（8月20日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	10
広域連合長の挨拶	10
日程第4 議案第16号から議案第18号まで、認定1号及び報告第3号から 報告第8号まで上程及び提案理由説明	11
日程第5 上程議案等に対する質疑 [議案第16号から議案第18号まで、認定1号及び報告第3号から 報告第8号まで]	13
日程第6 一般質問	16
日程第7 上程議案等に対する討論及び表決 [議案第16号から議案第18号まで、認定1号及び報告第3号から 報告第8号まで]	28
日程第8 閉会中所管事務調査について	32
閉会宣告	33

會議錄署名	34
參考資料 議案等審議結果一覽表	35
議案等質疑通告一覽表	36
上程議案等	41



令和 2 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録





茨城県後期高齢者医療広域連合告示第40号

令和2年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年7月31日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

- 1 日 時 令和2年8月20日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所7階 水戸市議会全員協議会室

以 上

議 員 出 席 表

令和2年第2回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		8月20日
1	安 藏 栄	○
2	蛭 田 三 雄	○
3	福 田 一 夫	○
4	黒 川 輝 男	○
5	池 田 正 文	○
6	稲 葉 里 子	○
7	鴻 巣 義 則	○
8	原 部 司	○
9	岡 野 一 男	○
10	菊 池 勝 美	○
11	坪 和 久 男	○
12	今 井 路 江	○
13	大 関 久 義	○
14	石 井 めぐみ	○
15	遠 藤 憲 子	○
16	神 谷 大 蔵	○
17	三 瓶 武	○
18	坂 本 仙 一	○
19	箕 輪 昇	○
20	寺 田 文 彦	○
21	大 貫 道 夫	○
22	富 山 豪	○

議席 番号	議員の氏名	第1日
		8月20日
23	仁 平 正 巳	/
24	桜 井 広 美	○
25	松 戸 千 秋	○
26	田 谷 文 子	○
27	潮 田 新 正	○
28	山 本 実	○
29	鈴 木 義 浩	○
30	高 埜 栄 治	○
31	守 谷 智 明	○
32	笹 目 雄 一	○
33	田 家 勇 作	○
34	坂 本 純 治	○
35	小 林 祥 宏	○
36	河 野 健 一	○
37	齋 藤 忠 一	○
38	飯 田 洋 司	○
39	久保谷 充	○
40	高 橋 利 彰	○
41	宮 本 直 志	○
42	鈴 木 喜一郎	○
43	飯 田 進	○
44	井 原 正 光	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷	隆亮（大洗町長）
事務局長	根本	智恵子
監査委員	小沼	均
事務局次長兼会計管理者	佐川	正城
総務企画課長	澁谷	憲一
事業課長	尾花	浩二

議会事務局職員出席者

議会事務局長	太田	和成
書記	青山	雅仁

提 出 議 案 一 覧

- 議案第16号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 訴訟上の和解について
- 認定第1号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 報告第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 報告第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 報告第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）



議 事 日 程

8 月 2 0 日



令和 2 年 第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 2 年 8 月 20 日（木）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 16 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 17 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 訴訟上の和解について
- 認定第 1 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（訴えの提起）
- 報告第 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（訴えの提起）
- 報告第 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（訴訟上の和解）
- 報告第 7 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（訴訟上の和解）
- 報告第 8 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（訴訟上の和解）

- 日程第 5 上程議案等に対する質疑
【議案第16号から議案第18号まで、認定1号及び報告第3号から報告第8号まで】
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 上程議案等に対する討論及び表決
【議案第16号から議案第18号まで、認定1号及び報告第3号から報告第8号まで】
- 日程第 8 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

午後 2 時

開会宣告

○議長（安藏栄君） 大変お暑い中、御苦労さまでございます。

それでは、御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は43名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（安藏栄君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承をお願いいたします。

地方自治法第121条第 1 項の規定により、説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付しております説明員出席者のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

次に、議員の異動について御報告を申し上げます。

河内町議会選出の諸岡周示議員、守谷市議会選出の市川和代議員、神栖市議会選出の小野田トシ子議員、つくばみらい市議会選出の古川よし枝議員が、選出元市町村において任期満了となりました。

また、城里町議会選出の菌部一議員から、一身上の都合により辞職をしたい旨の願いが出されましたため、議長においてこれを許可いたしました。

また、那珂市議会選出の筒井かよ子議員、阿見町議会選出の久保谷実議員、大子町議会選出の大森勝夫議員が、選出元市町村において任期満了となりました。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、令和 2 年 2 月 21 日に河内町議会の高橋利彰議員、同年 3 月 2 日に守谷市議会の寺田文彦議員、神栖市議会の山本実議員、つくばみらい市議会の守谷智明議員、同年 3 月 3 日に城里町議会の小林祥宏議員、同年 3 月 10 日に那珂市議会の富山豪議員、同年 4 月 6 日に阿見町議会の久保谷充議員、同年 4 月 10 日に大子町議会の齋藤忠一議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、高橋利彰議員から御挨拶をお願いいたします。

○40番（高橋利彰君） 皆様、改めましてこんにちは。

河内町議員の高橋でございます。今後、今までこの高齢者議会のほうには全然分からないことばかりで、これから勉強していきたくと思いますので、御指導のほどよろしくをお願いいたしますことを御挨拶を申し上げます。よろしくをお願いいたします。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、寺田文彦議員から御挨拶を願います。

○20番（寺田文彦君） 皆様こんにちは。

今回新しく守谷市議会のほうから選出されました寺田と申します。これから皆さんの御指導のもと一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくをお願いいたします。今日はありがとうございます。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、山本実議員から御挨拶をお願いいたします。

○28番（山本実君） 皆さん、改めましてこんにちは。

神栖市議会のほうから選出されました山本でございます。何分不慣れではございますが、皆様方の御指導のもと一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくをお願いいたします。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、守谷智明議員から御挨拶をお願いいたします。

○31番（守谷智明君） 皆様初めまして、2月に選出されました、つくばみらい市議会の守谷智明と申します。よろしくをお願いいたします。任期の間、一生懸命仕事をしたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。以上です。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、小林祥宏議員から御挨拶をお願いいたします。

○35番（小林祥宏君） 本来なら演壇のほうで御挨拶をすべきところ、ちょっと足を負傷しているもので、ここでお許しいただきたいと思っております。

城里町選出の小林祥宏でございます。任務を果たしていきたいと思っております。皆さんの御指導よろしくをお願いいたします。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、富山豪議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **22番**（富山豪君） 改めましてこんにちは。

那珂市議会選出の富山豪と申します。不慣れではございますが、一生懸命頑張ってみりたいと思いますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、久保谷実議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **39番**（久保谷充君） 皆さん、改めましてこんにちは。

今、議長からありましたが、私は、今までの阿見町議会から選出された久保谷実議員は私のいとこなんです、私は久保谷充と。

○ **議長**（安藏栄君） すみません。大変失礼しました。

○ **39番**（久保谷充君） いえいえ、今後ともひとつよろしく願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、齋藤忠一議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **37番**（齋藤忠一君） 皆さんこんにちは。

大子町議会選出、大子町議長の齋藤忠一でございます。御承知のとおり、大子町は県内一の高齢化率でありまして、しっかりと任に当たりたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

日程第1 議席の指定について

○ **議長**（安藏栄君） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定したいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○ **議長**（安藏栄君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、16番神谷大蔵議員、19番箕輪昇議員、以上2名を指名させていただきます。

日程第3 会期の決定について

○議長（安藏栄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（安藏栄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 令和2年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ、御出席をいただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症は依然として拡大を続けており、収束の見通しがつかない状況であります。新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中、日々、医療の最前線で奮闘されている医療従事者の方々に対し、心から敬意を表するものであります。

一方で、高齢者の方々は特に重症化のリスクが高いとされていることから、感染拡大が続く現状に深く懸念をしているところでございます。

そのような中、後期高齢者医療制度をめぐっては、現在、様々な動きが出ていると

ころでございます。

今年度からは、人生100年時代を見据え、健康増進・健康寿命の延伸を目的とした新たな取組として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が開始されております。

また、国においては、高齢者の経済基盤の充実を図る取組に併せて、後期高齢者の負担能力に応じた医療費の自己負担の見直しの検討が進められているところであります。当広域連合においても、本県における後期高齢者医療制度の安定した運営のため、これまで8年間据え置いた保険料を今年度から改定したところであります。

私どもといたしましては、被保険者が安心して医療を受けられるよう、引き続き安定した制度運営に努めていく所存でございます。

本日は、令和2年度補正予算及び令和元年度決算の認定など、10件の案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藏栄君）　ありがとうございました。

日程第4　議案第16号　令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第17号　令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第18号　訴訟上の和解について

認定第1号　令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第3号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）

報告第4号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）

報告第5号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）

報告第6号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

報告第7号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上

の和解)

報告第 8 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解)

○議長（安藏栄君） 次に、日程第 4、議案第16号から議案第18号まで、認定第 1 号及び報告第 3 号から報告第 8 号まで、以上10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第18号まで、認定第 1 号及び報告第 3 号から報告第 8 号まで、以上10件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの10件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第16号、令和 2 年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,689万7,000円を減額するものでございます。

議案第17号、令和 2 年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70億3,605万6,000円を追加するものでございます。

なお、議案第16号、17号でございますが、国、県、市町村の負担金等の精算に伴う追加交付や返還によるものでございます。

議案第18号、訴訟上の和解につきましては、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定第 1 号、令和元年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計の決算につきましては、歳入総額 9 億7,711万3,886円、歳出総額 9 億6,995万2,236円で、差引残額は716万1,650円となっております。

特別会計の決算につきましては、歳入総額3,440億4,051万7,261円、歳出総額3,371億9,605万4,324円で、差引残額は68億4,446万2,937円となっております。

報告第3号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分を行ったものでございます。

報告第4号及び報告第5号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の提起をすることについて専決処分を行ったものでございます。

報告第6号から報告第8号まで、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて専決処分を行ったものがあります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（安藏栄君） 以上で10件の提案理由の説明は終わりました。

日程第5 上程議案等に対する質疑

○議長（安藏栄君） 次に、日程第5、議案第16号から議案第18号まで、認定第1号及び報告第3号から報告第8号まで、以上10件の上程議案に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は、日程第5、議案質疑と、日程第6、一般質問を合わせて15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番遠藤憲子でございます。

通告をしております質疑を行います。

認定第1号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、2点質問をいたします。

初めに、給付費の伸び率を前年比3.9%増で予算化をいたしました。補正予算で減

額をいたしました。実績との関係、そしてまた 2019 年 10 月には診療報酬の改定が行われました。この診療報酬改定の影響について伺います。

2 点目には、令和元年度の被保険者の均等割保険料の特例軽減廃止の人数と影響額、さらには、旧被扶養者の均等割特例軽減廃止で、令和元年度に新たに 75 歳になり 5 割となった人数と影響額について伺います。

○議長（安藏栄君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） 遠藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、医療給付費に係る減額補正と実績との関係及び診療報酬改定の影響について御説明をいたします。

令和元年度の補正予算につきましては、令和元年度の医療給付費の上半期の実績に、過去の上半期の実績に対する下半期の実績の割合平均を乗じて下半期の給付見込額を算出し、上半期の実績に加算をして算出をいたしました。これにより、平成 30 年度決算額を 4.67% 上回る額と見込みました。

最終的に令和元年度の決算額は、平成 30 年度決算額を 3.9% 上回る結果となりました。

なお、診療報酬改定の影響につきましては、令和元年度の診療報酬改定の内容が、診療報酬本体部分が増額、薬価部分が引下げとなっており、この診療報酬改定が医療給付費の額にどのように影響しているかの判断は困難であると考えております。

次に、保険料均等割額の軽減特例見直しにより、令和元年度に 9 割軽減から 8 割軽減になった人数と影響額についてでございますが、該当した人数は 7 万 8,274 人で、影響額は 2 億 9,317 万 9,300 円となっております。

次に、令和元年度に新たに 75 歳になり、被用者保険の元被扶養者に対する軽減に該当になった人数と影響額についてでございますが、人数は 1,017 人で、影響額は 1,075 万 9,200 円となっております。

○議長（安藏栄君） 再質問はございますか。

15 番。

なお、発言残り時間は 13 分 44 秒でございます。どうぞ。

〔15 番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 再質問をいたします。

給付費の伸び率については3.9%増で予算化をしたということなのですが、今、平成30年度では4.67という数字のことも出たんですが、この辺の兼ね合いがどうなのか伺います。

それと、診療報酬改定は、影響額は調べるのが困難だということなのですが、この理由をもう一度伺います。

それと、決算というのは、終わってしまったものだからという考えではなくて、この予算で掲げた事業がどうだったのか、それが審議をされると思います。さらには、次年度の予算にどう生かしていくか、このことが大事だと私どもは考えております。

このことによりますと、令和元年度の均等割の保険料の軽減廃止ということでは、約3億円ですね、この金額が保険料に、要するに被保険者の負担増ということが数字の上でもはっきり分かっているわけなのですが、全体的にこの保険料がどのくらい増えているのか、その辺の数字を伺います。

○議長（安藏栄君） ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、私どもの令和元年度の予算なんですけれども、補正予算の時点では、ただいまの御質問で3.9%増でというようなお話があったかと存じますが、補正予算額といたしましては、平成30年度の決算額と比較しますと4.6%上回るような額で補正額を見込んだということでございます。

2点目の診療報酬改定の部分の影響が難しいという関連のことでございますけれども、令和元年度の診療報酬改定が、診療報酬部分としては0.41%増で、薬価部分が0.51%の減ということで改定されたのでございますが、診療報酬の分として、結果、給付費のどのぐらいの伸びに影響しているですとか、薬価部分がどうだという部分の細かい内訳といいますか、そういった分析をするようなノウハウといいますか、そういったものを持ち合わせておりませんので、どのように影響しているかというのを考察するというものは、実態としてちょっと難しいということでございます。

それから3点目でございますが、決算と翌年度への予算にどのように生かすかというようなこと、それから保険料の特例軽減廃止の影響で3億円増えたという部分に関

しまして、最終的にどのぐらいの負担増となったのかという御質問であったかと存じますが、令和元年度の特例軽減廃止と、それから保険料の改定の部分と合わせますと、均等割額の軽減特例廃止の部分でございますが、令和元年度に 8.5 割から 7.75 割に影響がある方に関しては 7 万 2,245 名で、増加額が 3.2 億円で、制度改正の分が約 2.1 億円、料率の改定の分が 1.1 億円。それから、8 割軽減から 7 割軽減になった方に関しましては、令和元年度の部分で申しますと 8 万 6,559 人で、増加額に関しては約 5.1 億円。それから、5 割軽減の部分に影響があった方が 4 万 4,187 人で、増加額として約 1.5 億円。それから、2 割軽減の部分で影響があった方が 4 万 1,564 人で、影響額が約 2.2 億円。それから、軽減がない方に関しましては 17 万 2,753 人で、約 11.2 億円の増加になってございます。

それから、賦課限度額の影響があった方に関しましては 3,024 人で、約 6,000 万円の影響があった、概算でございますが。今、手元の資料から申し上げさせていただきました。以上でございます。

○議長（安藏栄君） いいですね。

以上で議案第 16 号から議案第 18 号まで、認定第 1 号及び報告第 3 号から報告第 8 号まで、以上 10 件の上程議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 6 一般質問

○議長（安藏栄君） 次に、日程第 6、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

初めに、15 番遠藤憲子君。

なお、遠藤議員の発言残り時間は 12 分 24 秒でございます。

〔15 番 遠藤憲子君 登壇〕

○15 番（遠藤憲子君） それでは、一般質問を行います。

3 点に分けて行いたいと思います。

まず、新型コロナ禍によりまして、昨年度の収入が 30% 減に対する減免について、県広域連合の状況、そしてまた市町村の状況と対応について、これは保険料と一部負担金について伺いたいと思います。

そして 2 点目では、今回のコロナ感染によります傷病手当金が創設をされました。

対象は給与所得者とありますが、現況について伺います。

また、自営業者の被保険者は対象外と言われておりますが、保険者である県の広域連合で認めれば別の名称にて支給が可能となるのではないかと、この広域連合の考えをお伺いいたします。

と申しますのは、厚生労働省の5月1日付事務連絡では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&A改訂に、保険者が保険財政上余裕がある場合などについては、自主的に条例、また規約、これを制定して行うことができるとしております。自営業者で後期高齢者の被保険者で該当される方がいるのではないかと思ひ、質問をするものです。

そして3点目には、今年の台風19号の被害につきまして、被保険者の減免の状況を伺います。

甚大な被害をもたらした台風19号により被保険者の減免の状況を伺います。この19号は、人的被害、死亡された方も含めまして22人、また住家被害なども含めまして5,077件という甚大な被害が出ております。広域連合の状況を伺います。

○議長（安藏栄君） ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） 遠藤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる方の保険料の減免状況につきましては、7月末までに、令和元年度分が47件、令和2年度分が52件の申請がございました。このうち減免が決定している件数は、令和元年度分が19件で、減免金額は14万1,700円、令和2年度分が22件で、減免金額は130万6,900円となっており、減免が決定していないものについては審査中となっております。

市町村の状況につきましては、令和元年度分が、水戸市ほか11市町村、令和2年度分が、水戸市ほか13市町村において申請がありました。

なお、保険料の減免につきましては、市町村が申請窓口となっており、申請書を広域連合で取りまとめ申請内容を審査の上、保険料の減免を決定しております。

また、一部負担金の減免状況につきましては、7月末までに水戸市から5件の申請があり、全て減免が決定しております。

次に、二つ目の傷病手当金について御説明をいたします。

傷病手当金につきましては、報告第3号のとおり、令和2年4月28日付で条例改正の専決処分を行い、同日に、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部改正を行い、傷病手当金の支給が行える環境を整えたところでございます。

現在の申請状況でございますが、令和2年7月末現在で申請はまだございません。

自営業者に対する支給につきましては、国の支援策として、収入が減少した個人事業主等を対象とした持続化給付金等が打ち出されていること、傷病手当金は感染拡大防止のために休みやすい環境を整えることを目的に創設されたものであることなどから、傷病手当金の対象から個人事業主は外れております。

また、今回創設した傷病手当金については、その全額を国の財政支援によって賄うものであります。質問にもございましたが、保険者の判断により、対象者や支給額について、国の基準を超えて傷病手当金を支給することは差し支えないとされておりますが、その場合、基準外の支給分は国の財政支援対象外となり、保険者の自主財源で賄うこととなります。

御承知のとおり、広域連合の財源は、国、県、市町村からの負担金や補助金及び被保険者からの保険料でございます。そのため、国の財政支援対象外の支給を実施するためには、その財源の確保が問題となりますので、自営業者に対する傷病手当金の創設は、当広域連合としては考えてございません。

続きまして、三つ目の令和元年の台風19号の被害による減免状況についてでございますが、まず保険料の減免状況につきましては、7月末までに、令和元年度分が780件、令和2年度分が761件の申請がありました。

このうち減免が決定している件数は、令和元年度分が755件で、減免金額は1,039万8,700円、令和2年度分が760件で、減免金額は1,053万3,000円となっております。

なお、令和元年度分の申請件数と減免件数の差である25件につきましては、減免の対象である災害救助法適用日の10月12日以降に納期限が設定されている保険料がない案件となっております。

また、令和2年度分の1件については、現在審査中でございます。

次に、一部負担金の減免状況につきましては、7月末までに769件の申請があり、全て減免が決定してございます。

○議長（安藏栄君） 再質問はございますか。

15番。

残り時間は、10分11秒であります。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 1点目のコロナ禍による昨年度の収入30%減に対する減免、この状況は分かったんですけれども、市町村によっては、もう申請に要する書類がダウンロードできないという相談が寄せられているということなんです、このことについては、市町村任せにしないで、広域連合としても対応すべきではないかと思いますが、その辺について伺います。

それと、先ほどお答えいただきましたこの30%減に対する減免ですね、全体からするとかなり少ない数字ではないかと思うんですが、その辺がどのように把握をされているのか、この辺を伺います。

それと、事業者に対する傷病手当金、これは仮称でもいいと思うんですが、確かに国の制度としては給料をもらっている人という対象になっています。しかし、例えば自営業者で、奥さんが給与所得者であっても、その自営業者御本人が例えばこのようなコロナにかかった場合の補償というものが大変、ない状況にはないのではないかと思います、確かに財源の問題というのがございます。しかし、この財源問題、先ほどの保険料の問題ではございませんけれども、被保険者が負担をしていますこの保険料、こういうものを計算をしながら何とか財源を確保する、そのようなことは考えられないのかどうか、ぜひこの辺を伺いたいと思います。

それと、台風の被害なんですけれども、以前にちょっとお聞きした数よりかは少し減っているような気がしてしまっただんですが、もう一度詳しくこの辺の被害による減免の状況について、もう一度伺いたいと思います。以上です。

○議長（安藏栄君） 14時39分、34番坂本議員が退席をいたしましたので、御報告をいたします。

〔34番 坂本純治君 退場〕

○議長（安藏栄君） それでは、ただいまの質問に対し答弁を求めます。
事務局長。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの遠藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の減免の申請書が市町村によってダウンロードができないというようなお話があったということですが、私ども後期高齢者医療広域連合のホーム

ページのほうにも掲載してございまして、そちらからダウンロードができるようになってございます。

それから、各種減免制度の周知の部分でございませけれども、今年度の被保険者証の年次更新時に、いろいろ情報を記載しましたチラシを作成しまして同封しておりますが、そちらに掲載をしたり、あと市町村のホームページですとか広報紙のほうでの周知もお願いしているところでございます。

それから、2番目の申請が少ないのではないかとということでございますが、先ほど申しましたように、私どものホームページ等、それから市町村でも広報の依頼をしているところでございます。

それから、3番目の自営業者に関する傷病手当金のようなものの支給に関してでございませけれども、私どもといたしましては、先ほどの答弁と同じにはなってしまひませけれども、自営業者に、個人事業主に対しましては、持続化給付金等そのほかにいろいろ手だてが打ち出されていること、それから財源の部分等もございませるので、私どもとしまして、新規に手当を創設するということは考えておりませせん。

それから、最後四つ目の台風19号の被害の申請の件数が減っているというようなお話がございましたけれども、私どもの認識としましては、特に前にお話しした情報から申請件数が減っているということはないのかなと思つてございませ。以上になります。

○議長（安藏栄君） 15番遠藤議員。

残り時間は8分8秒であります。

なお、14時42分、34番坂本議員が出席をいたしましたので御報告をいたします。

〔34番 坂本純治君 入場〕

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今の市町村のダウンロードの問題なんですが、この書類にですね、私も広域連合の書類を見ましたら、かなりいろいろな必要な書類が多いんですね。御存じだと思いますが、後期高齢者というのは75歳以上の方が加入する保険でございませ。その方たちに、この書類をいろいろと、何か月前の収入はどうだとか、そういうものを書くというところは大変困難な書類ではないか、これは何も県の広域連合がやっているものなので、それをもう少し国のほうでも、これはかなり単純ということではないですが、その辺の対応について、たしか通知が出ていると思うんですよ

ね。

実際の状況、そういうものについて広域連合では、市町村が窓口となって受け付けるというのは、それは存じております。しかし、そのような皆さんに、この周知、ホームページで見ればいいんだ、それからそういう書類を送ればいいんだというだけではなく、その辺のもっと細かな対応、それを広域連合としてできないものかということ、まず伺いたいと思います。

それと傷病手当金、これは全て国のほうで財源が確保されていてできたものだというのには存じております。しかし、今後こういうような問題、持続化給付金、助成金と国はいろいろな制度を開始をしております。しかし、このような本当に困っている方たちに、実際に被保険者として高い保険料を納めていて、こういう災害に遭ったときには、それなりの手当ができる、これこそがやっぱり保険ではないかと思いますが、その辺については、実態ですね、そういうのを広域連合としてつかむ予定があるのかどうか、調査をする予定があるのか、その辺も伺いたいと思います。以上です。

○議長（安藏栄君） 事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者の方が申請をする際に、非常に手続きが煩雑であるというようなことでございますが、確かになかなか書類をそろえろとか、そういったものは手間がかかる部分かなとは思いますが、支給をするという審査に必要なものとしてお願いをしております。

住民の方から、私ども広域連合ですとか市町村のほうにお問合せがあった場合には、いろいろ御説明を申し上げたり、あと市町村において、いろいろ書類を受け付けていただく際に、不明な部分があれば個別に対応していただいているというような状況でございます。

それから、2点目の傷病手当金の部分で、自営業者の方の実態を調査するような予定があるかということをお質問されたかと存じますが、現在のところ、そのような予定はございません。以上でございます。

○議長（安藏栄君） よろしいですか。

それでは、続いて、30番高埜栄治君。

〔30番 高埜栄治君 登壇〕

○30番（高埜栄治君） こんにちは。30番高埜栄治でございます。

ただいま安藏議長の許可をいただきまして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス禍の中、広域連合長をはじめ、事務局職員の皆様の御労苦に敬意と感謝を申し上げます。

さて、今回の一般質問については、当該広域連合の機能の充実を願い、また茨城県高齢者の心身ともに健康で豊かな暮らしの実現と医療費削減を念頭に質問をさせていただきます。

まず一つに、茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画、令和2年2月一部改定の保健事業の取組状況と課題について、二つ目としては、第三者行為による求償・訴訟事務及び経費の削減についてお尋ねいたします。

さて、私どもに示されております第3次広域計画、令和2年2月一部改定の最大の目標については、後期高齢医療制度の効率で安定した運営の実現であると認識しております。

特に、関係法令の一部改正を受けて、広域連合においても高齢者の保健事業の実施については、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することになったことを踏まえ、市町村との連携のもと、効果的で効率的な保健事業の実施推進としているものです。

そこで、計画年次半年が経過しまして、次年度予算編成等を踏まえ、その進捗状況及び課題について伺います。

一つ目に、県内の共通課題の把握・検討では、市町村に関する課題をどのように把握、まとめているのか、お尋ねいたします。

二つ目として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業については、委託方式で市町村に取っていただくことは、制度上やむを得ません。しかし、連合というスケールメリットを生かすのであれば、共通課題並びに市町村課題を踏まえ、広域連合としてのプログラム開発を行うとともに、市町村間で研究調査等を行い、データの蓄積を図り、エビデンスに基づくよりよい施策づくりをすべきと考えますが、広域連合事務局としてはどのように推進しているのか、あるいは研究協議を重ねているのか伺います。

次に、第三者行為求償業務・訴訟業務委託事業等の取組については、経験値の高い既存団体である国保連合会によるシステムを生かして、多くの医療費が取り戻されており、有効に機能しているものと考えられます。

しかしながら、年度中委託件数、平成30年度が471件で、提出いただきました資料9のように、令和元年度も478件に及んでおり、委託手数料等、経費は大きいものになっております。リーフレット及び新聞、ラジオ等の啓発事業も実施し、改善に努力しているものの、業務が減少しているとは言いがたい現状のように思われます。

そこで、第三者行為による損害賠償求償事務発生要因及び訴訟の原因並びに取り組んでいる改善策について伺います。

一つ目として、第三者行為損害賠償求償事務令和元年度委託件数及び未解決委託数等から見た主な事件発生要因・原因を御説明いただきます。

二つ目として、損害賠償請求額に満たない場合、和解金額を決定する場合の条件としてどのようなものがあるか、そのプロセスと残金補填の考え方について伺います。

三つ目に、症状固定の取扱いについては、訴訟等、対象となる相手方の保険会社により考え方も若干違っているということなのですが、このことで発生する求償事務・訴訟業務への影響について御説明いただきます。

最後に、四つ目として、第三者行為による事務手続の煩雑さを防ぎ、事務量を減らすために、被保険者証作成発行時の工夫改善や県内医療機関あるいは保険会社、団体等との連携の取組について、具体的に実施されていれば御説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○**議長**(安藏栄君) それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。
事務局長根本智恵子君。

[事務局長 根本智恵子君 登壇]

○**事務局長**(根本智恵子君) 高埜議員の質問にお答えをいたします。

まず、広域計画の保健事業の取組み状況と課題に関する御質問についてでございますが、県内の共通課題の把握・検討では、市町村課題をどのように把握、まとめているかということ、それから高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業についてどのように推進しているかという二つの御質問を頂きましたが、この二つについては、回答内容に関連する部分がございますので、一括してお答えをいたします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、広域連合は保健事業の一部を市町村に委託し、住民に最も身近な基礎自治体である市町村において、保健師等の医療専門職が中心となって医療、健診、介護情報から地域の健康課題を抽出し、公的サービスや住民主体の通いの場など、活用可能な社会資源等を把握した上で重点課題を定め、地域の医療関係団体等との連携を図りながら、効果的かつ効率的な保健事業と

介護予防の取組を一体的に実施していくこととなります。

そのため、高埜議員の御意見のとおり、県内の共通課題を踏まえ、広域連合としてプログラムを開発するというのも一つの手法ではございますが、当広域連合といたしましては、令和2年度及び令和3年度から実施予定の市町村を順次訪問し、医療専門職が地域の特性を踏まえ計画したそれぞれの取組について、委託事業費の財源となる国の特別調整交付金の基準に合致した内容となっているかをチェックリスト等で確認をしながら、丁寧に協議を進めているところでございます。

健康課題や社会資源は、市町村ごとだけでなく同じ市町村の中でも地域によって異なり、既存事業も含めた多様な取組が想定されることから、広域連合が一律に実施プログラムを示すということは難しいと考えております。

しかしながら、市町村との協議を進めていく中で、「部局横断的な庁内連携を図るのが困難」、「医療関係団体との連携の図り方が分からない」等の共通した課題が見えてきたほか、「他市の取組事例が知りたい」という声も聞かれるため、年度内に開催を予定している一体的実施に係る研修会において、実施市町村による事例発表を企画し、市町村への情報提供を行いたいと考えております。

今後も、市町村との協議を通じて課題の把握に努めるとともに、研修会等の機会を活用した好事例の横展開や意見交換などを通して、広域連合及び市町村における情報の蓄積を図ってまいります。

国が、健康寿命延伸プランにおいて掲げる令和6年度までの全市町村での事業展開実現に向け、これまで以上に連携を密にしながら市町村の取組を後押ししてまいります。

続きまして、第三者行為による求償・訴訟事務に関する御質問についてでございます。

まず、1点目の第三者行為損害賠償事務令和元年度委託件数及び未解決委託数等から見た主な要因・原因について御説明をいたします。

令和元年度における国保連合会への委託件数は、478件になります。

また、国保連合会へ委任しましたが、その後委任解除となった件数は、令和元年度55件になります。委任解除となるものの多くは、相手方に過失がないケースや保険証を使用しない自由診療による場合などであり、国保連合会において解決が困難となった事案としては、保険会社との間で過失割合等争いがあるケースなどが主なものとなっております。

次に、2点目の損害賠償請求額に満たない和解金額決定のプロセスと残金補填の考え方について御説明をいたします。

損害賠償請求訴訟においては、事故の状況に関係なく、全ての事件について医療給付費の全額を請求しております。裁判所から和解案が提示された場合については、顧問弁護士と相談し、過去の判例等に照らし合わせ、提示された過失割合等に基づく損害賠償額が妥当であると判断できる場合は、和解案に応じております。

過失割合の判断により請求額と賠償額に差額が生じることがありますが、被保険者にも一定の過失があるとの判断がされた場合、その部分の医療給付費については、保険者である広域連合が負担することになります。

次に、3点目の症状固定の取扱いに係る求償事務・訴訟業務への影響について御説明をいたします。

一般的に損害保険会社は、症状固定までの治療費については、事故との相当因果関係を認め支払いに応じますが、症状固定後については、相当因果関係を認めず、支払いに応じません。

しかし、1級・2級の後遺障害が認められた場合には、症状固定後の治療費と事故との相当因果関係が認められるかの判断要素となるため、顧問弁護士に相談した上で訴えを提起しております。

最後に、4点目の被保険者証作成発行時の工夫改善並びに県内関係団体等との連携の取組について御説明をいたします。

求償事務の取組を進めていく上では、被害届が提出されることが必要となるため、第三者行為被害届周知リーフレットの作成、新聞への広告掲載、ラジオCM放送の実施により周知、啓発を図っているところでございます。

第三者行為被害届周知リーフレットにつきましては、例年、医療費通知書に同封をしております。また、市町村においては、75歳到達時における保険証発行の際に同封をさせていただいております。

関係機関等との連携につきましては、まず保険会社に関しましては、広域連合と協定を結んで協力をいただいております。あと、県内の医療機関との連携という部分につきましては、第三者行為によるものにつきましては、レセプト内の特記事項欄に第三者行為によるものである旨を記載していただいております。

また、レセプトに第三者行為によるものである旨の記載があるにもかかわらず、第三者行為による被害届が提出されていない被保険者に対しては、定期的に勧奨通知を発送し、被害届の提出を促しております。

○議長（安藏栄君） ただいまの質問に対し、再質問はございますか。

30番高埜栄治君。

残り発言時間は10分でございます。

○30番（高埜栄治君） 事務局長から、詳細にわたります御説明と御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、最初の質問、1番目の質問について、確かに市町村が現場を知っている職員も多いしということなんですけれども、私が幾つかの市町村を訪ねたところ、まだまだこの一体化事業についての意識は低いのかなというふうに感じられました。

例えば、国保のデータヘルス計画等について、局長のおっしゃるとおり、本当に地区ごとに特性を見出せるようになっておりますが、残念ながら、それを生かしてまでやっている市町村はまだまだ少ないのかなというふうに思いました。

そういったことで、ぜひとも、ある程度のプログラムというんですか、そういったものはあっていいのかなと。ですから、それが一つではありません。それは、幾つもやはり地域ごと、例えば連合長のお住まいの海、あと山があるところ、あとは市街地等々、本市においてもいろいろな差が出ておりますので、そういったことを少しつくっておくのもいいのかなということで一つ感じるところです。

それから、訪問されるということなんです、こちらの連合に入っている自治体、市町村全てに、この委託費は予定されているのかどうかなんです。申請主義だと思うのですが、その辺の予算等の取組について再確認させていただきたいと思います。

広島県の例なんかを見ますと、明確に予算等の配分等についても、各市町村、公にしているところなので、この辺についても、茨城県の連合においてはどのようなになっているか、再度確認させていただきます。

それから、今回の監査委員による意見書、3ページの中下段では、この新計画でうたわれている高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業が、もう既に評価されているんですよ。ですから、どういった事業が評価されているのか、再度どのようにまた評価されているのか、その内容は3ページでは分からないので、もしそのところを詳しく御説明いただければと思います。

それから、第三者行為による求償・訴訟事務の経費等の削減についてということなんです、こちらについても詳細にわたる御説明をありがとうございました。いろいろ取り組んでいる姿が分かったかなと思うんですけれども、それでも、それなりの経費が出ております。

今回、質問の趣旨として、やはり少しでも多くの経費を削減して基金等に積み上げるべきかなというふうに考えておまして、その一つとして今回の事務経費の削減と

いうことで質問させていただきました。

団塊の世代の被保険者の増加、これを見越した場合、これから10年から15年をスパンとして考えて、基金等がある程度積み上げる必要があるのかなと思いますので、ぜひとも様々な経費等の削減により目標値を掲げて積立てを運用していただきたいと思いますので、この基金等の積立ての目標値がありましたら、最後にそちらを御説明いただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（安藏栄君） それでは、それぞれ御答弁を願います。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの高埜議員の追加の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の一体的実施のプログラムについて、ある程度のものがあってもよろしいのではないかというような御質問を頂いた件でございますが、まず国のほうで、指針ですとかガイドラインですとか、おおよその参考になるものは出させていただいております、それをもとに私どもで昨年度も市町村の研修会をやっているところでございます。

この一体的実施というものが、市町村さんのそれぞれの置かれた状況、市町村の職員ですとか組織の体制ですとか、それからこれまでやってきた介護予防の事業とか、高齢者の事業、健康の事業ですとか、そういったものも違いますし、それからやはり地域の協力していただけるような人材ですとか、集いの場ですとか、そういったものが様々違いますので、私どものほうで標準的な形でプログラムというよりは、まだ始まったばかりのところではございますけれども、各市町村でそれぞれの取組事例というのを、なるべく市町村と共有をさせていただいて、この市町村ではこういうことをやってうまくいったとか、そういった部分をできるだけそういった中で情報交換をさせていただいて、御自分の市町村でどの部分が取り入れられそうだとか、参考になるかというようなことをやっていただくのが一番、私どもの進め方としてはよろしいかなと考えております。

もちろん私どもで市町村にお任せするというのではなくて、市町村にあくまでも主体的にやっていただくんですけれども、個別に訪問していろいろな協議をさせていただいて、それで課題等が見えてきましたら、またそれは、必要な情報を提供するか対応を、勉強を積み重ねていきたいと考えております。

それから、二つ目でございますが、一体的実施のための委託費の予算の状況でございますが、令和2年度の当初予算には1億100万円を予算計上してございます。本年度実施予定の市町村としましては6市町ございまして、現在のところ、当初予算の範囲内での執行見込みとしております。

来年度、再来年度、準備が整ったところから市町村で事業に取り組んでいただきますので、令和3年度の予算編成に向けては、やはり各市町村の準備状況等を十分情報収集しながら、不足のないように予算編成をしてみたいと考えております。

それから、3番目の一体的実施の評価の部分で御質問を頂いたんですけれども、一体的実施事業自体は、早いところでも今年度からの実施ですので、どのように評価されたのかという部分について私どもでお答えする部分が、申し訳ありませんが、評価、特にまだしていないのではないかと思いますので、お答えは控えさせていただきます。

それから、基金の積立額の目標の件を御質問頂いたかと思いますが、私どもの準備基金に関しましては、特に幾らまで積み立てる必要があるとか、目標を幾らにするというところは、特に目標というものを持たずに積立ををしているものでございます。毎年毎年の決算の状況で、もし余裕が出たような場合には、将来に向けて積み立てるという形を取ってございます。以上でございます。

○議長（安藏栄君） よろしいですか。

以上で一般質問を終結いたします。

日程第7 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（安藏栄君） それでは、日程第7、議案第16号から議案第18号まで、認定第1号及び報告第3号から報告第8号まで、以上10件の上程議案に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子議員。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 認定第1号、令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

第一は、低所得の被保険者の均等割軽減が9割から8割に見直され、第二には、令和元年度中に75歳となった被用者保険の旧被扶養者の保険料軽減が5割と見直されました。この二つによります被保険者約7万9,000人の負担額は、約3億400万円であります。しかも、この負担増は2019年から2021年まで続くものであります。

今回の決算で、保険料は、2018年度実績で約240億円が、令和元年度、つまり2019年ですね、255億円となり、約15億円以上が増加をしております。被保険者数が増えれば保険料も増えてまいります。この約15億円以上のうち20%は、保険料の軽減見直しによります被保険者の負担増と言えます。

全被保険者数約41万7,000人のうちで、2018年度の所得額の実績で見ますと、所得なしが約54.8%、半数以上に当たります。所得ありであっても、収入が100万円未満は46.4%という低所得の方が多いのが実態であります。

均等割の特例軽減の見直しは、高齢者の保険料負担増となり、暮らしをますます圧迫するものであります。さらに、2019年の10月からの消費税率の引上げが追い打ちをかけ、厳しいものとなっております。

保険給付費につきましては、前年比約6%の増であります。医療費を押し上げている一つに生活習慣病があります。生活習慣病重症化予防事業におけます勸奨通知や訪問などの委託事業につきまして、被保険者の生活状況を把握しております市町村との連携、情報提供は欠かせないものと考えます。

医療費の抑制は、確かに県広域連合にとっても大きな課題の一つであります。他方、地域医療を支えます病院の診療報酬の低下などにも目を向けるべきではないでしょうか。

医療現場が十分に機能できなければ地域全体の医療や福祉に大きな支障を及ぼすことは、今回の新型コロナウイルス感染症に対応することにも表れております。既に、団塊世代が後期高齢に達する時期には、医療費の窓口負担が1割から2割にする案も検討され、高齢者にとっては逃げ場がないという状況とも言えます。安心して医療にかかれるよう、医療と介護ともに目を向けた保健事業が提供されるよう、広域連合の役割がますます問われております。

2019年度からの特例軽減の廃止によります負担増、この保険料の負担増が計上されております認定第1号、令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について反対をいたします。

委員各位に御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（安藏栄君） 以上で15番遠藤憲子君の討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（安藏栄君） 起立者多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第5号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第6号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第7号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第7号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。

報告第8号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第8号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 閉会中所管事務調査について

○議長（安藏栄君） 次に、日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りをいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（安藏栄君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。よって、令和2年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

安藏 栄

1 6 番

神谷 大蔵

1 9 番

箕輪 昇



参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第16号	令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	R2.8.20	原案可決
		R2.8.20	
議案第17号	令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R2.8.20	原案可決
		R2.8.20	
議案第18号	訴訟上の和解について	R2.8.20	原案可決
		R2.8.20	
認定第1号	令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	R2.8.20	原案認定
		R2.8.20	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	
報告第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （訴えの提起）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	
報告第5号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （訴えの提起）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	
報告第6号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （訴訟上の和解）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	
報告第7号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （訴訟上の和解）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	
報告第8号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （訴訟上の和解）	R2.8.20	承認
		R2.8.20	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議 員	
質 問 事 項	質 問 要 旨	
1 【認定1号 令和元年度 茨城県後期高齢者医療広 域連合一般会計及び同後 期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定】	<p>1) 給付費の伸び率を前年比 3.9%増で予算化した。補正で減額したが、実績との関係。診療報酬改定の影響は。</p> <p>2) 令和元年度の被保険者の均等割保険料の特例軽減廃止の人数と影響額は。さらに、旧被扶養者の均等割特例軽減廃止で、新たに75歳になり5割となった人数と影響額は。</p>	

【一般質問】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
質 問 事 項	質 問 要 旨
1 【新型コロナウイルス感染症に係ることについて】	1) コロナ禍による昨年度の収入 30%減に対する減免について、県広域連合の状況、市町村の状況と対応は。 2) コロナ感染による傷病手当金が創設された。対象は給与所得者とあるが現況について。また、自営業者の被保険者は対象外といわれているが、保険者である県広域連合で認めれば別の名称にて支給が可能となるのではないか。考えは。
2 【令和元年 台風 19 号に係ることについて】	1) 昨年の台風 19 号の被害による被保険者の減免の状況は。

質 問 者	高 埜 栄 治 議員
質 問 事 項	質 問 要 旨
1 【茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の保健事業の取り組み状況と課題について】	<p>本計画の最大の目標が後期高齢者医療市殿効率で安定した運営の実現であるが、関係法令の一部改正を受けて広域連合においても高齢者の保健事業の実施については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施することとなったことを踏まえ、市町村との連携のもと効果的で効率的な保健事業の実施推進としている。</p> <p>そこで、計画年次半年が経過し次年度予算編成等を踏まえその進捗状況及び課題について問う。</p> <p>1) 県内の共通課題の把握・検討では、市町村課題をどのように把握まとめているのか。</p> <p>2) 高齢者の保健事業と介護の一体的な事業については、委託方式であるが前項課題を踏まえ広域連合としてのプログラム開発と市町村間で研究調査を行いデータの蓄積等を図るべきと考えるが、どのように推進しているのか。</p>

<p>2 【第三者行為による求償・訴訟事務及び経費の削減について】</p>	<p>第三者行為求償業務・訴訟業務委託事業等により、多額の医療費が取り戻されており有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>しかし、その委託等経費は大きく、リーフレット及び新聞・ラジオ等の啓発事業も実施し改善に努力しているものの業務が減少しているとは言い難い。</p> <p>そこで、第三者行為による損害賠償求償事務発生要因ならびに訴訟の原因ならびに改善策について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第三者行為損害賠償求償事務令和元年度委託件数及び未解決委託数等から見た主な要因・原因。 2) 損害賠償請求額に満たない和解金額決定のプロセスと残金補填の考え方について。 3) 症状固定の取り扱いに係る求償事務・訴訟業務への影響について。 4) 被保険者証作成発行時の工夫改善ならびに県内医療機関との連携の取り組みについて。
---------------------------------------	--

【討 論】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議 員
発 言 事 項	発 言 要 旨
1 【反対討論】	認定1号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。



上 程 議 案 等



議案第 16 号

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 36,897 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,040,619 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,073,124	△42,058	1,031,066
	1 負担金	1,073,124	△42,058	1,031,066
4 繰越金		2,000	5,161	7,161
	1 繰越金	2,000	5,161	7,161
歳入合計		1,077,516	△36,897	1,040,619

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		797,329	△36,897	760,432
	1 社会福祉費	797,329	△36,897	760,432
歳出合計		1,077,516	△36,897	1,040,619

一般会計

議案第 17 号

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,036,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 345,376,210 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		63,487,528	218,891	63,706,419
	1 市町村負担金	63,487,528	218,891	63,706,419
2 国庫支出金		109,140,665	4,633	109,145,298
	1 国庫支出金	81,186,972	4,633	81,191,605
3 県支出金		28,090,235	4,633	28,094,868
	1 県負担金	28,090,234	4,633	28,094,867
7 繰入金		797,330	△36,897	760,433
	1 一般会計繰入金	797,329	△36,897	760,432
8 繰越金		7	6,844,455	6,844,462
	1 繰越金	7	6,844,455	6,844,462
10 諸収入		682,353	341	682,694
	3 雑収入	674,697	341	675,038
歳入合計		338,340,154	7,036,056	345,376,210

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		332,921	349,621	682,542
	1 基金積立金	332,921	349,621	682,542
8 諸支出金		56,918	6,686,435	6,743,353
	1 償還金及び還付加算金	56,918	6,686,435	6,743,353
歳出合計		338,340,154	7,036,056	345,376,210

後期高齢者医療特別会計

議案第 18 号

訴訟上の和解について

別紙のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合が、平成 30 年 11 月に訴えを提起した損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をしたいので、議会の議決を求めるものである。

訴訟上の和解について

1 事件名

水戸地方裁判所下妻支部 平成 30 年（ワ）第 238 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

平成 27 年 11 月 20 日、道路上で立ち止まっていた後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」）に、直進してきた被告が運転する普通貨物自動車が衝突し、被害者は負傷した。

茨城県後期高齢者医療広域連合は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し支払いを請求したが支払われなかったため、金 10,783,406 円の支払いを求める訴えを提起した。

なお、請求額については、訴えを提起した後の治療費を含めて 17,638,876 円に増額している。

4 和解内容

- (1) 被告は原告に対し、請求額のうち 12,650,000 円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告はその余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解しようとするものである。

認定第 1 号

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

一般会計

令和元年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		966,049,000
	1 負 担 金	966,049,000
2 財 産 収 入		5,000
	1 財 産 運 用 収 入	5,000
3 繰 入 金		1,000
	1 基 金 繰 入 金	1,000
4 繰 越 金		9,226,000
	1 繰 越 金	9,226,000
5 諸 収 入		1,846,000
	1 預 金 利 子	1,000
	2 雑 入	1,845,000
歳 入 合 計		977,127,000

歳入歳出決算書

(単位 円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
966,049,007	966,049,007	0	0	7
966,049,007	966,049,007	0	0	7
4,678	4,678	0	0	△322
4,678	4,678	0	0	△322
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
9,226,626	9,226,626	0	0	626
9,226,626	9,226,626	0	0	626
1,833,575	1,833,575	0	0	△12,425
1,618	1,618	0	0	618
1,831,957	1,831,957	0	0	△13,043
977,113,886	977,113,886	0	0	△13,114

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,679,000
	1 議 会 費	1,679,000
2 総 務 費		261,381,000
	1 総 務 管 理 費	261,088,000
	2 選 挙 費	144,000
	3 監 査 委 員 費	149,000
3 民 生 費		712,066,000
	1 社 会 福 祉 費	712,066,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		977,127,000

(単位 円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,464,201	0	214,799	214,799
1,464,201	0	214,799	214,799
256,422,035	0	4,958,965	4,958,965
256,276,365	0	4,811,635	4,811,635
42,926	0	101,074	101,074
102,744	0	46,256	46,256
712,066,000	0	0	0
712,066,000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	2,000,000	2,000,000
0	0	2,000,000	2,000,000
969,952,236	0	7,174,764	7,174,764

歳入歳出差引残額

7,161,650 円

令和2年8月20日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

後期高齢者医療特別会計

令和元年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		57,766,898,000
	1 市 町 村 負 担 金	57,766,898,000
2 国 庫 支 出 金		109,574,721,000
	1 国 庫 負 担 金	79,950,220,000
	2 国 庫 補 助 金	29,624,501,000
3 県 支 出 金		27,600,351,000
	1 県 負 担 金	27,600,350,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		134,244,457,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	134,244,457,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		98,150,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	98,150,000
6 財 産 収 入		244,000
	1 財 産 運 用 収 入	244,000
7 繰 入 金		2,633,274,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	712,066,000
	2 基 金 繰 入 金	1,921,208,000
8 繰 越 金		7,197,637,000
	1 繰 越 金	7,197,637,000
9 県財政安定化基金借入金		1,000
	1 県財政安定化基金借入金	1,000
10 諸 収 入		518,797,000
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 預 金 利 子	13,974,000
	3 雑 入	504,820,000
歳 入 合 計		339,634,530,000

歳入歳出決算書

(単位 円)

調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
58,008,139,107	58,008,139,107	0	0	241,241,107
58,008,139,107	58,008,139,107	0	0	241,241,107
113,147,435,862	113,147,435,862	0	0	3,572,714,862
83,809,920,550	83,809,920,550	0	0	3,859,700,550
29,337,515,312	29,337,515,312	0	0	△286,985,688
27,776,549,768	27,776,549,768	0	0	176,198,768
27,776,549,768	27,776,549,768	0	0	176,199,768
0	0	0	0	△1,000
134,583,979,000	134,583,979,000	0	0	339,522,000
134,583,979,000	134,583,979,000	0	0	339,522,000
95,523,224	95,523,224	0	0	△2,626,776
95,523,224	95,523,224	0	0	△2,626,776
243,565	243,565	0	0	△435
243,565	243,565	0	0	△435
2,633,274,000	2,633,274,000	0	0	0
712,066,000	712,066,000	0	0	0
1,921,208,000	1,921,208,000	0	0	0
7,197,637,095	7,197,637,095	0	0	95
7,197,637,095	7,197,637,095	0	0	95
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
727,135,062	597,735,640	5,699,732	123,699,690	78,938,640
2,467	2,467	0	0	△533
14,174,941	14,174,941	0	0	200,941
712,957,654	583,558,232	5,699,732	123,699,690	78,738,232
344,169,916,683	344,040,517,261	5,699,732	123,699,690	4,405,987,261

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		795,628,000
	1 総 務 管 理 費	793,904,000
	2 賦 課 徴 収 費	1,724,000
2 保 険 給 付 費		330,524,463,000
	1 療 養 諸 費	315,768,567,779
	2 高 額 療 養 諸 費	13,510,545,221
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,245,350,000
3 県財政安定化基金拠出金		86,478,000
	1 県財政安定化基金拠出金	86,478,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		98,350,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	98,350,000
5 保 健 事 業 費		703,529,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	703,529,000
6 基 金 積 立 金		310,678,000
	1 基 金 積 立 金	310,678,000
7 公 債 費		1,056,000
	1 県財政安定化基金償還金	1,000
	2 公 債 費	1,055,000
8 諸 支 出 金		7,109,348,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,109,348,000
9 予 備 費		5,000,000
	1 予 備 費	5,000,000
歳 出 合 計		339,634,530,000

(単位 円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
754,940,086	0	40,687,914	40,687,914
753,794,281	0	40,109,719	40,109,719
1,145,805	0	578,195	578,195
328,185,433,959	0	2,339,029,041	2,339,029,041
313,546,406,670	0	2,222,161,109	2,222,161,109
13,458,977,289	0	51,567,932	51,567,932
1,180,050,000	0	65,300,000	65,300,000
86,477,245	0	755	755
86,477,245	0	755	755
90,590,057	0	7,759,943	7,759,943
90,590,057	0	7,759,943	7,759,943
674,324,351	0	29,204,649	29,204,649
674,324,351	0	29,204,649	29,204,649
310,678,000	0	0	0
310,678,000	0	0	0
0	0	1,056,000	1,056,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,055,000	1,055,000
7,093,610,626	0	15,737,374	15,737,374
7,093,610,626	0	15,737,374	15,737,374
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
337,196,054,324	0	2,438,475,676	2,438,475,676

歳入歳出差引残額

6,844,462,937 円

令和2年8月20日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

報告第 3 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号)の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のように専決処分する。

令和 2 年 4 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和2年4月28日

条例第7号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第7条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、こ

れを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条及び第7条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

報告第 4 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 2 年 5 月 29 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 相手方

茨城県鹿嶋市

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成 29 年 2 月 5 日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が運転する自転車が相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金の支払いを請求したが、その一部しか支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金 19,562,522 円の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

報告第 5 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 2 年 5 月 29 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 相手方

千葉県富里市
個人

2 事件の要旨

- (1) 平成 29 年 2 月 4 日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が運転する自家用普通乗用車に相手方の運転する事業用中型貨物自動車センターラインを越えて正面衝突し、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償金の支払い 22,777,781 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

報告第 6 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所平成 30 年（ワ）第 261 号損害賠償請求訴訟において、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 2 年 3 月 16 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 平成 30 年（ワ）第 261 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断中、被告が運転する車両にはねられ重体となった。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金 18,349,284 円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

(1)被告は、原告に対し、請求額のうち 17,800,000 円を支払う条件で和解する。

(2)原告は、その余の請求を放棄する。

(3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解したものである。

報告第 7 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和2年(ワ)第82号損害賠償請求訴訟において、下記のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年3月16日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和2年(ワ)第82号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)が道路を横断中、被告が運転する普通乗用自動車に衝突され重体となった。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金12,802,631円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

(1)被告は、原告に対し、請求額12,802,631円を支払う条件で和解する。

(2)原告は、その余の請求を放棄する。

(3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本和解は、当広域連合の主張に沿った内容であるため。

報告第 8 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 20 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所平成 30 年（ワ）第 521 号損害賠償請求訴訟において、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 2 年 4 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 平成 30 年（ワ）第 521 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が普通乗用自動車を運転中、被告が運転する普通乗用自動車センターラインを超えて正面衝突し、重体となり、その後死亡した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、症状固定後の損害賠償金の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

(1)被告は、原告に対し、請求額のうち 21,130,000 円を支払う条件で和解する。

(2)原告は、その余の請求を放棄する。

(3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解したものである。